

神奈川県告示第 605 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域について当該水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 2 の 1 の(1)アの表の類型の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）及び当該水域類型に係る基準値の達成期間を次のとおり定める。

平成 28 年 12 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

水 域	水域類型	達成期間
鶴見川(1)（鳥山川合流点より上流の区域）	D	イ
鶴見川(2)（鳥山川合流点より下流の区域）	C	イ

備考 達成期間の欄中「イ」とは直ちに達成をいう。